

**平成29年度
新型インフルエンザ等に
関する業務継続計画調査報告書（概要版）**

2018年3月

内閣官房新型インフルエンザ等対策室

I. 調査概要

1. 調査の目的

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、新型インフルエンザ等が発生すると、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。
- このため、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生し、まん延する場合の備えとして、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)が施行(平成25年4月13日)され、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日 閣議決定。以下「政府行動計画」という。)が策定された。
- こうした中、医療の提供や国民生活・国民経済の安定を確保するため、事業者においては、特措法に基づく特定接種の登録手続きの際に、業務継続計画を作成することが求められており、作成にあたっての基礎的な項目等について、新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25年6月26日 新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議決定。以下「ガイドライン」という。)中、「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において示されているところである。
- しかしながら、事業者の作成した業務継続計画の記載内容にはバラつきがあることから、その内容について詳細な調査・分析を実施し、業種ごとに共通している事項等の抽出・整理を行うほか、好事例を収集し、事業者にフィードバックを行うことで、事業者における業務継続計画を含めた体制の整備・見直しに寄与することから、わが国における新型インフルエンザ等対策の向上に資するものである。

I. 調査概要

2. 調査・分析対象

特定接種の登録申請を行った事業者のうち、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」中、「B 国民生活・国民経済安定分野」の「業種小分類」に該当する70業種から「業務継続計画書」の提出があった141事業者。

※1業種3社からの収集を目安としたが業種により前後した。(灰色は収集数が0で対象外/水色は本報告書でまとめた業種)

NO	章NO	業種小分類	企業数	業種	担当省庁	NO	章NO	業種小分類	企業数	業種	担当省庁	NO	章NO	業種小分類	企業数	業種	担当省庁						
9	1	救護施設	3	社会保険・社会福祉・介護事業	厚生労働省	27	14	固定電気通信業	1	通信業	総務省	52	31	石油精製業	3	石油製品・石炭製品製造業	経済産業省						
8	2	障害児入所支援施設	3			28	移動電気通信業	2	53			32	熱供給業	3	熱供給業			54	33	各種食品小売業	3	農林水産省	
7		障害者支援施設	3			29	15	鉄道業	3	鉄道業	国土交通省	55	34	食品スーパー	3	飲食料品小売業	56	35	コンビニエンスストア	1	経済産業省		
6	障害福祉サービス事業	3	30			16	電気業	3	電気業	経済産業省	57	百貨店・総合スーパー	1	各種商品小売業	経済産業省	60	36	パン・菓子製造業	2	農林水産省			
1	3	介護保険施設	3			36	17	郵便	1	郵便業	総務省	62	冷凍食品製造業	1	農林水産省	37		缶詰・農産保存食品製造業	2		食料品製造業	農林水産省	
5	有料老人ホーム	0	31			一般貨物自動車運送業	2	道路貨物運送業	国土交通省	63	めん類製造業	3	58	37					缶詰・農産保存食品製造業				2
4	老人福祉施設	0	32			18	一般乗合旅客自動車運送業	2	道路旅客運送業	国土交通省	61	39	レトルト食品製造業	3	64	0	処理牛乳・乳飲料製造業	0	65	40	食料・飲料卸売業	3	農林水産省
3	指定地域密着型サービス事業	0	34			19	公共放送業	1	放送業	総務省	66	41	卸売市場関係者	2	67	42	燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)	3	石油事業者	経済産業省			
2	指定居宅サービス事業	0	35			19	民間放送業	4	放送業	総務省	68	43	火葬・墓地管理業	3	68	43	火葬・墓地管理業	3	その他の生活関連サービス業	厚生労働省			
10	児童福祉施設	0	37			20	新聞業	2	映像・音声・文字情報制作業	経済産業省	69	0	冠婚葬祭業	0	71	44	産業廃棄物処理業	3	廃棄物処理業	環境省			
11	4	医薬品卸売販売業	5	医薬品・化粧品等卸売業	厚生労働省	38	21	銀行	3	銀行業	金融庁	69	0	冠婚葬祭業	0	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省			
12	5	医薬品製造販売業	3	医薬品製造業	厚生労働省	39	22	中小企業等金融業	3			経済産業省	金融庁	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省					
13	6	医薬品製造業	3	医薬品製造業	厚生労働省	40	23	農林水産金融業	3	農林水産省	財務省	内閣府	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省						
14	7	医療機器修理業	3	医療機器修理業	厚生労働省	41	24	政府関係金融機関	3	河川管理・用水供給業	国土交通省	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省							
15	8	医療機器販売業	1	医療機器販売業	厚生労働省	42	25	河川管理・用水供給業	2	工業用水道業	経済産業省	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省							
16		医療機器賃貸業	3	医療機器賃貸業	厚生労働省	43	26	工業用水道業	3	下水道処理施設維持管理業	国土交通省	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省							
17	9	医療機器製造販売業	3	医療機器製造業	厚生労働省	44	1-2	下水道処理施設維持管理業	3	下水道管路施設維持管理業	国土交通省	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省							
18	10	医療機器製造業	3	医療機器製造業	厚生労働省	45	28	上水道業	3	上水道業	厚生労働省	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省							
19	11	ガス業	3	ガス業	経済産業省	46	29	全国銀行資金決済ネットワーク	1	金融証券決済事業者	金融庁	71	44	産業廃棄物処理業	3	環境省							
21	12	空港機能施設事業	1	空港管理者	国土交通省	47		金融決済システム	1			48	29	金融商品取引等	1	金融証券決済事業者	金融庁						
22		航空運送業	1	航空運輸業	国土交通省	49		金融商品取引清算機関	1			49	29	金融商品取引清算機関	1	金融証券決済事業者	金融庁						
23	13	外航海運業	3	水運業	国土交通省	50		振替機関	1			50	29	振替機関	1	金融証券決済事業者	金融庁						
24		沿海海運業				51		30	石油卸売業			3	石油・鉱物卸売業	経済産業省									
25		内陸水運業				51	30	石油卸売業	3	石油・鉱物卸売業	経済産業省												
26		船舶貸渡業				51	30	石油卸売業	3	石油・鉱物卸売業	経済産業省												

I. 調査概要

3. 業務継続計画の収集

所管省庁を通じて、内閣官房新型インフルエンザ等対策室が業務継続計画を収集した。

4. 業務継続計画の調査・分析

「事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン」において示された業務継続計画策定にあたっての基礎的な事項等を踏まえ、以下の点を調査・分析する。

- (1)以下の①～⑦の項目について、「業種小分類」の業種ごとに共通しているもの(又は共通化することが望ましいもの)を抽出する。
- (2)業務継続計画の内容充実に寄与すると考えられる好事例を整理し取りまとめる。
 - ①新型インフルエンザ等発生時において、自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者のサービスや業務、社会状況について
 - ②新型インフルエンザ等対策の体制(事業継続に関する意思決定体制、情報収集・共有体制等)
 - ③平時及び発生時における感染対策
 - ④関係事業者等との連携
 - ⑤新型インフルエンザ等発生時における継続業務及び縮小業務並びにそれらの業務内容及び従業員数(全従業員に占める割合(%)やその考え方を含む。)
 - ⑥新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画(従業員の勤務体制、通勤方法等)
 - ⑦従業員に対する教育・訓練

※業種小分類の中でも、内容に大きな差異がない業種については、適宜まとめる

I. 調査概要

5. ヒアリング調査

5件のヒアリング調査(面談法による詳細インタビュー)を実施した。

※別途、ヒアリング調査の代わりにアンケート調査を1件実施した。

対象業種	調査方法	対象数
医療機器販売業	ヒアリング調査	1
一般乗合旅客自動車運送業	ヒアリング調査	1
外航海運業	ヒアリング調査	1
上水道業	ヒアリング調査	1
石油卸売業	ヒアリング調査	1
銀行業	アンケート調査	1

6. 調査・分析期間

2017年10月17日～2018年2月28日

Ⅱ-1. 救護施設

「救護施設」の3施設とも共通のフォーマットのBCPを使用している。このBCPは「救護施設」も含めて大きくは「社会保険・社会福祉・介護事業」で括られる15施設中9施設で使用されており、この業種におけるBCPの共通性は高い。「救護施設」3施設のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 発生段階ごとに、対応主体(誰が)、対応事項(何をするか)として「対策」等が記述されている。
 - 1.対応主体(誰が)→担当者/代行者を記述
 - 2.対応事項(何をするか)→項目(情報収集/感染予防/業務継続/等)とその具体的業務を記述
- 感染対策についても発生段階ごと、業務ごとに対策が詳細に記述されている。
- 継続・縮小業務が4段階(A.継続/B.新規/C.減らす/D.休止・延期)に、詳細かつ明確に定義されており、担当も記述されている。
- 職員や関係先の連絡先リスト、備蓄品リスト、体調・検温チェックリスト、感染者管理リスト等多くのリストが整備されている。

Ⅱ-2. 障害者関連業種(障害福祉サービス事業/障害者支援施設/障害児入所支援施設)

障害者関連の3業種計9施設中5施設が前節の「Ⅱ-1.救護施設」と共通のフォーマットのBCPを使用しており、共通性が高いので「障害者関連業種」としてまとめる。「障害者関連3業種」のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 8施設は新型インフルエンザ等に対する専用のBCPで、全体的に詳細に記述されている。
 - 1施設だけは地震等と兼用のBCPであり、詳細な記述はなく、新型インフルエンザ等対策に十分即していない。
- 地震兼用BCP以外の8施設で、発生段階に応じた感染対策が詳細に記述されている。
- 7施設で継続業務、縮小業務の明確な定義と分類がある。

Ⅱ-3. 介護保険施設

3施設中2施設が共通のフォーマットのBCPを使用している。
ただし異なっている1施設のBCPは前節の「Ⅱ-1.救護施設」のBCPと同様のものであり、大きな括りである「社会保険・社会福祉・介護施設」で見ると、BCPの共通性は高い。「介護保険施設」3施設のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3施設とも感染対策については、業務ごとに対策が詳しく記述されている。
- 3施設とも継続・縮小業務が明確に定義されており、担当も記述されている。

Ⅱ-4. 医薬品卸売販売業

「医薬品卸売販売業」5社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医薬品卸売販売業」5社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は病院向けの「大規模災害時の医薬品供給態勢」であり、通常のBCPとは異なる。他「本部対応BCP」として主に感染対策が記述されているものが別冊であるが、記述量は少ない。
 - 1社はA4横サイズのプレゼンテーション用資料で、詳細はあまり記述されていない。
 - 1社のBCPは5ページと短く、別紙で政府行動計画の被害想定と感染防止対策が添付されている。
 - 1社は感染対策も含めて発生段階別の記述はなく、「従業員の出勤に伴う事業所での健康チェック」「感染疑い者への対応」「事業所内への立ち入り制限について」等すべてが項目別に記述されている。感染対策は職場での対策中心で、手洗い等の個人的対策はほとんどない。

II-5. 医薬品製造販売業

「医薬品製造販売業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医薬品製造販売業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は主に地震等想定「事業継続計画」と新型インフルエンザ等対応「パンデミック編」がある。
 - 1社は発生段階別に対応策や行動基準が主に表としてまとめられている。他にも「対策本部フロー」として対策本部の役割を図で示したり、継続業務一覧表のように全体的にコンパクトに表でまとめられたりしている。
 - 1社は記述量が少なく、内容も項目別に方針を記述している程度となっている。
- 3社とも部署別といったほどではないが、継続業務の内容は比較的詳細に記述されている。
- 3社とも人員配置(必要数)の具体的記述はない。

II-6. 医薬品製造業

「医薬品製造業」のBCPは内容的にも記述方法もかなり異なっており、共通性は低い。特に1社は拠点ごとの対応策をまとめて全社としてのBCPを作成する途中段階のもののように、現状としては対策本部も拠点ごとに設置されるようである。

- 内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は拠点ごとでの対応である。
 - 1社はBCP(業務継続計画)以外に多くの別紙と「新型インフルエンザの予防と対策(従業員ハンドブック)」がある。
 - 1社はA4横サイズで比較的簡単にまとめられている。内容的には、重要業務は「物流在庫を管理することでコントロールできる」としている点が特徴である。
- 関係業者との連携や人員配置や教育・訓練等は、3社とも具体的な記述がない。

II-7. 医療機器修理業

「医療機器修理業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医療機器修理業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は感染対策中心の記述である。
 - 1社は地震等との兼用で、新型インフルエンザ等に対しては体制中心の記述で、感染対策や継続業務等はほとんど記述されていない。
 - 1社はA4 サイズ1枚の「ワクチン接種計画」だけである。
(ヒアリング調査依頼時に、新型インフルエンザ等に関するBCPは現在改訂中とのコメントあり)
- 全体的に記述量が少ない。

II-8. 医療機器販売業/医療機器賃貸業

「医療機器賃貸業」3社中2社がほぼ同じ内容のBCPとなっている。2社中1社では「海外発生期以降の具体的な行動」や「個人行動(感染対策)」等が付け加えられている。またヒアリング調査を実施した「医療機器販売業」は1社しかないため、ここでまとめる。

- 2社で対策本部、チームが設置されるが、1社ではこのような組織対応ではなく、責任者の個人対応のようである。
- 2社で業界での「新型インフルエンザ等対策検討会」に参画とある。
- 2社で継続業務の考え方やその内容に関する記述はない。
- 1社だけ業務分類の基準はあるが、具体的な業務は記述されていない。
- ヒアリング調査の1社は新型インフルエンザ等に対しては「感染症対策マニュアル」で対応するが、その内容は感染対策中心である。「業務継続」や「体制」は別冊の地震等との兼用BCPで対応となっている。
- ヒアリング調査では、この業種、業界は新型インフルエンザ等に限らず地震等の緊急時には、隣接地域が支援し製品の供給や物流を確保することになっており、「業界団体(協会)」が主導する体制が構築されている。自治体との協定も「業界団体(協会)」が結んでいる。この体制は、東日本大震災の経験を基に東北地方から始まり、現在は日本全体に広まっている。

II-9. 医療機器製造販売業

「医療機器製造販売業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医療機器製造販売業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は発生段階別の対応が簡単に記述されたA3サイズの表1ページで記述量は少ない。
 - 1社は方針だけが記述されたA4サイズ2ページだけのもので記述量は少ない。
 - 1社は地震等との兼用であり、新型インフルエンザ等に十分即していない。
- 全体的に記述量が少ない。

II-10. 医療機器製造業

「医療機器製造業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「医療機器製造業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は「グループ全体の対策計画書」で政府の対応状況や全社での対策がまとめられている。他に別冊で各事業、工場ごとに「業務継続・縮小要領」があり、継続業務の一覧や人員計画が詳細に記述されている。すべてを合計すると、記述量はかなり多くなる。
 - 1社はB6サイズより少し小さい「防災危機管理ハンドブック」であり、自然災害全般と海外危機管理(勤務/出張/渡航)に新型インフルエンザ等対策も盛り込まれており、記述量はかなり多い。
 - 1社は「事業継続基本計画書」「事業継続計画書(地震編)」「事業継続計画書(新型インフルエンザ編)」の3編で、新型インフルエンザ編は主に対処内容のチェックリストとなっている。
- 全体的に記述量が多い。

Ⅱ-11. ガス業

「ガス業」3社のBCPは、共通性が比較的高い。「ガス業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 「ガス業」業務に大きな違いがないためと思われるが、3社のBCPの内容は共通性が比較的高い。
 - 3社とも欠勤率の想定だけで、社会状況等に関する記述はない。
 - 3社とも発生段階や重要度に応じて「第1次体制(警戒体制)」「第2次体制(非常体制)」と2段階で体制が組まれる。
 - 3社とも発生期や体制(警戒体制/非常体制)に応じて感染対策がある。
 - 3社とも情報の収集や「保健所」「行政機関」等との連絡が記述されている。
 - 3社とも「供給維持業務」が継続業務である。
2社の継続業務の具体的な内容も同じような業務となっている。
 - 3社とも人員確保策として「複数班によるローテーション」と「自宅待機」があげられている。
- 3社ともBCPの記述量は少なめで、比較的シンプルに記述されている点も共通している。

Ⅱ-12. 空港機能施設事業/航空運輸業

「空港機能施設事業」と「航空運送業」はそれぞれ1社ずつと対象数が少なく、また記述量も少ないため、まとめて記述する。それぞれのBCPの特徴は以下の通りである。

- 「空港機能施設事業」の1社は、部門ごとに感染対策も含めて優先業務を記述している。
- 「航空運送業」の1社は、ホームページの「新型インフルエンザ等対策業務計画」であり、基本方針や概要を示す程度にとどまり、ここには具体的な記述はない。ただし別途、業務計画についての詳細な社内マニュアルを整備している。

Ⅱ-13. 水運業(外航海運業/沿海海運業/内陸水運業/船舶賃渡業)

「外航海運業」「沿海海運業」「内陸水運業」「船舶賃渡業」の4小業種でも全部で3社と少ないため、ここでは「水運業」としてまとめる。「水運業」としては3社中2社が共通のフォーマットのBCPを使用している。この2社は特に関係があるわけではなく、監督省庁呈示のフォーマットを使用したため、同じフォーマットとなったようである。「水運業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通り。

- ヒアリング調査からは、船の運航は必要人数が定められており、運行业務から人を減らすことができず、また船員組合員でないと乗り組み出来ないため、他からの人材確保が困難であることは共通していると思われる。
- 全体的にBCPの記述量は少ない。
- 特に共通フォーマットのBCPIは、どの項目においても方針や方向性を示す程度で、詳細の記述や具体的な記述は非常に少ない。
この理由として、特に事業継続については地震等の災害用BCPIに含まれており、新型インフルエンザ等に特化したBCPIにはなっていないことが、ヒアリング調査で回答された。

Ⅱ-14. 通信業(固定電気通信業/移動電気通信業)

「固定電気通信業」1社、「移動電気通信業」2社と少ないので、「通信業」としてまとめて記述する。「通信業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 1社のBCPはグループとしての基本的考えを示すことを目的としているため、各項目について基本的方針を示す程度にとどまり、具体的な記述はない。
- 1社は継続業務の内容によって、勤務形態(出社/在宅)を定めている。
- 全体的に記述量が少ない。

Ⅱ-15. 鉄道業

「鉄道業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「鉄道業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は記述量が多く、特に継続業務とその人員計画について詳細に記述されている。
 - 1社は簡単であるが、継続業務や感染対策等について記述されている。
 - 1社は、具体的な取り扱い等は別途「新型インフルエンザ等対策に関する業務計画細則」に定めるとなっており、ここでは方向性の記述程度にとどまっている。

Ⅱ-16. 電気業

「電気業」3社とも共通のフォーマットを使用しており、内容面でも共通性は高い。
「電気業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3社とも共通のフォーマットで、内容面でも「継続業務」等の基本的な部分は共通性が高い。
- 1社のBCPはグループ会社共通のものとなっている。

Ⅱ-17. 一般貨物自動車運送業/郵便業

「郵便業」は1社しかないので、「一般貨物自動車運送業」2社とあわせて記述する。

「一般貨物自動車運送業」2社のBCPは共通性が高い。「一般貨物自動車運送業」2社と「郵便業」1社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 2社は全体的にBCPの記述量が少なく、方針や考え方が中心で具体的な内容はあまり記述されていない。継続業務についても同様に「運送業務の確保」「緊急輸送の確保」程度で、具体的な記述はない。
- もう1社は自社の被害想定や社会状況、発生段階別の感染対策、継続業務やその人員計画(応援体制)が、きちんと記述されている。

Ⅱ-18. 一般乗合旅客自動車運送業

「一般乗合旅客自動車運送業」2社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 全体的にBCPの記述量は少ない。
- 2社ともバスの運行(定期ダイヤ)は欠勤率で決まる。
ヒアリング調査では、その時の状況に応じて、減便ダイヤを作成するとのことである。
- 継続業務が部署・業務ごとに詳細に記述されているところと、具体的な定義がないところに分かれている。
- 教育・訓練についての記述がない。
- ヒアリング調査では、とにかく、業界の状況がよくないとのことである。人手不足や採算が取れない路線の減便などで精いっぱい、新型インフル対策は、経営課題の重要課題ではない。
国への要望としては、「これ以上、やらなければならないことを増やさないでほしい」「負担の減少と事業者の裁量可能な部分を増やしてほしい」といったことがあげられた。

Ⅱ-19. 放送業(公共放送業/民間放送業)

「公共放送業」は1社しかないのので、「民間放送業」4社とあわせて、「放送業」としてまとめて記述する。「放送業」5社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 4社では継続業務に関する記述が多い点が共通している。自主制作番組やCMIに対する放送基準も記述されている。
- 残り1社のBCPは記述量が少なく、どの項目も基本方針だけの記述にとどまる。

Ⅱ-20. 新聞業

「新聞業」2社とも自然災害(特に地震)に対するBCPに新型インフルエンザ等への対応を加えたもので、新型インフルエンザ等に十分即しているとは言えない。「新聞業」2社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 2社とも地震等の災害用に新型インフルエンザ等への対応を加えたBCPである。
- 特に1社は新型インフルエンザ等への対応は以下の記述しかない。
 - 緊急発行原則に従い本紙発行を重点とし業務を継続する。
 - 感染対応は総務本部の指示に従う。自己判断は厳禁。
 - 外部で発症した社員は感染防止のため出社を禁じる。
 - 社内で発症が確認された場合は指定場所に隔離する。
 - 総務本部・編集局・制作局を感染阻止区画とする。
 - 予防：①ワクチン配布の場合、指定場所にて接種を実施する。
②接種対象は、編集・制作・流通部門を優先とする。

Ⅱ-21. 銀行業

「銀行業」3行のBCPの特徴は以下の通りである。

- 「銀行業」3行のBCPIは、以下の特徴がある。
 - 1行では特定接種関連が記述されている。
 - 1行では地震等を含めた大規模災害BCPという枠組みの中で「新型インフルエンザ等対策マニュアル」として記述されている。また、店舗の人員計画を含めた継続体制が記述されている。
 - 1行では社会状況も含めた被害想定や体制が記述され、ステージごとのアクションプランとして「感染対策」や「業務継続方針」も記述されている。また、教育・訓練も具体的内容が記述されている。

Ⅱ-22. 中小企業等金融業

「中小企業等金融業」3金庫のBCPの共通性と特徴は以下の通りである。

- 3金庫とも欠勤率等の具体的な被害想定(数字)といった項目としての記述はなく、対応策等の中で社会状況が記述されている。
- 3金庫とも体制図等の記載はないものの、対策本部を設置する計画としている。
- 1金庫で新型インフルエンザ等発生時の重要業務・優先業務を定めるとともに、発生段階(欠勤率)に応じてATM等サービス提供手段の継続レベルを規定している。

II-23. 農林水産金融業

「農林水産金融業」3機関のうち2機関は自然災害(特に地震)に対するBCPに、「新型インフルエンザ等」が加えられたものである。この2機関は一部、共通のフォーマットのBCPを使用している。1機関は「新型インフルエンザ等」に対する専用のBCPとなっている。

- 2機関のBCPは地震等災害用中心であり、新型インフルエンザ等にあまり即していない。
- 2機関(信用農業協同組合連合会(信農連)と信用漁業協同組合連合会(信漁連))はバンク業務(JAバンクとJFマリンバンク)では共通のフォーマットを使用している。
信漁連では、他に「事業継続計画」「新型インフルエンザ対策事業継続計画実施要領」がある。
- 1機関は新型インフルエンザ等専用のBCPで、以下のような工夫がされている。(具体例は右を参照)
 - 各ページの上部にそのページの内容等を表としてまとめてあり、ページごとに内容が一目でわかる。
 - ページごとにタイトルが表記されており、わかりやすい。
 - 業務ごとに継続・縮小等の対応が明確になっている。
 - 別添資料が豊富で実用的(調達方法含む備品リスト/業務別の維持すべき目標レベル/部署別フェーズ毎の行動基準/感染予防策/業務継続状況報告/等)である。

大分類	中分類	小分類	このページの内容
業務継続手順 (インフル)	業務継続指針	業務継続方法	・新型インフルエンザ・パンデミック時における業務継続方法 (その2)
0502-02			
このページの適用法令	-		

新型インフルエンザ・パンデミック時における業務継続方法(その2)

(3) 市場投資リスク管理・市場投資意思決定

市場の状況の情報収集およびリスク評価部によるモニタリングの体制、当該情報を踏まえたリスク管理上必要なオペレーションにかかる意思決定(電話会議を想定)および取引執行に必要な最低限の体制は維持する。

月末月初においては、債券時価承認の体制を維持する。

パンデミック初期から最盛期にかけて、業務を縮小しつつ継続する。

パンデミック初期以降概数による把握への移行、頻度の引き下げなどで業務を縮小した上で継続する。

(4) 市場投資執行

原則として、通常通り業務を実行する。

(5) 代行決済

原則として、通常通りの機能を維持する。

フロントは、代行受託先とバックオフィスに連絡が取れる体制を維持する。また、バックの業務レベルの抑制はフロントの取引抑制に依存することから、バックとしては、通常体制を維持する。

2 融資業務

既約定取引の実行処理に限定し継続する。

新規取引は原則停止とし、既約定の実行処理を完了した職員は自宅待機する。

パンデミック対応期間中は融資との窓口機能のみを最低限の体制で維持し、既往取引先のうち顧客の資金決済に影響を及ぼす可能性の高い先からの融資相談が発生した場合のみ出勤して必要対応を行うこととする。

感染リスクを抑制する観点から、顧客との直接的な接触は早期の段階から避けることとし、電話、電子メール、郵送等の媒体活用を基本とする。

Ⅱ-24. 政府関係金融機関

「政府関係金融機関」3機関のうち2機関は共通のフォーマットを使用している。残り1機関では、重要業務の継続に対する脅威として「新型インフルエンザ等感染症のパンデミック」が入っているものの、内容的には自然災害(特に地震)に対するものがほとんどで、新型インフルエンザ等に即していない。

- 2機関は共通のフォーマットで、共通性は高い。その特徴は以下の通りである。
 - 感染対策は、平時・発生時別でなく「感染防止策」として簡単にまとめられている。
 - 業務は「優先」「縮小」「休止」に分類されている。うち1機関では毒性により縮小や休止のタイミングが決まる。
- 1機関は主に地震に対するもので、新型インフルエンザ等に即していない。

Ⅱ-25. 河川管理・用水供給

「河川管理・用水供給」2機関のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「河川管理・用水供給」2機関のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1機関は、対策本部を設置するがBCPや対策本部が示すのは基本的方針で、継続業務の選定も含めた実際の対応は基本的には各事業所レベルで決定し実施する。
 - 1機関は、対策本部等の体制の記述がなく通常の組織の中で対応すると思われる。継続業務や人員計画等はBCPで各部署ごとに詳細に決めている。

Ⅱ-26. 工業用水道業

3県とも「工業用水道業」に関するBCPでなく、県全体のBCPとなっている。うち2県は共通のフォーマットのBCPを使用していることもあり、共通性は高い。「工業用水道業」3県のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3県とも「政府行動計画」を基に、県の被害想定を算出している。
- 3県とも政府対策本部設置後、直ちに知事を本部長とした県対策本部が設置される。
- 記述の仕方は異なるが、3県とも発生段階別に感染対策がある。
- 2県は共通のフォーマットを使用しており、内容もほぼ同じである。
- 共通フォーマットの2県では「関係業者等との連携」「継続・縮小業務」「人員計画」「教育・訓練」に関する具体的な記述はない。

Ⅱ-27. 下水道業(下水道処理施設維持管理業/下水道管路施設維持管理業)

「下水道処理施設維持管理業」と「下水道管路施設維持管理業」は、対象となる自治体の担当部局が共通のため「下水道業」としてまとめて記述する。「下水道業」3局のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3局とも、所属地方公共団体での対策本部の一組織として、局の対策本部が設置される。
- 2局が発生段階別に感染対策や継続業務等が記述されている。
- 2局で業務継続のため業務別に必要人数が記述されており、人員確保の方法として「委託業者との連携」「経験者のリスト化」があげられている。

Ⅱ-28. 上水道業

「上水道業」3局(団)のBCPは記述方法は異なるが、内容面では比較的共通性が高い。
「上水道業」3局(団)のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3局(団)とも「政府行動計画」を基に、職員の被害想定を算出している。
- 3局(団)とも対策会議または対策本部が設置される。2局(団)では組織構成が記述されている。
- 3局(団)とも発生段階別に感染対策がある。
- 3局(団)とも委託業者との情報交換や業務継続のための連携が記述されている。そのうち2局(団)では委託業者等の連絡先一覧表がある。
- 2局(団)では業務をABCに3分類しており、それぞれに具体的業務内容と部署、必要人数を記述している。
- 3局(団)とも、浄水場等の業務の経験者リストを作成し、要員の不足に備えている。

Ⅱ-29. 金融証券決済事業者

「全国銀行資金決済ネットワーク」「金融決済システム」「金融商品取引等」「金融商品取引清算機関」「振替機関」は各1社(機関)のため、「金融証券決済事業者」としてまとめる。「金融証券決済事業者」は大きく2つのグループ会社(機関)に分かれるが、各グループで以下のような特徴がある。

- 同じBCPを使用しているグループ会社(機関)では、子会社(機関)には対策本部は設置されず、親会社(機関)が設置する対策本部に子会社(機関)の事務局長が参加する。このグループ会社(機関)では、継続業務の分類方法や具体的な業務内容も記述されている。
- 別々のBCPを使用しているグループ会社(機関)では、親会社(機関)と子会社(機関)にそれぞれ対策本部が設置されるが、子会社(機関)は親会社(機関)の対策本部にも参加する。この子会社(機関)のBCPは主に地震等の自然災害用であるが、新型インフルエンザ等対策に関する記述については、別紙(A3サイズ)の表裏に発生段階別対応が表形式でまとめられている。この別紙は親会社(機関)と同様のものである。両社(機関)とも継続業務の分類方法や具体的な業務内容の記述はない。
- もう1社(機関)は別々のBCPを使用しているグループ会社(機関)の関連会社(機関)だが、対策本部は独自に設置され、新型インフルエンザ等対策専用である。

Ⅱ-30. 石油卸売業

「石油卸売業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 「石油卸売業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は記述量はそれほど多くないが、新型インフルエンザ等に対するBCPであり、「教育・訓練」以外の項目については記述されている。
 - 1社は非常に文書数が多く、記述量も多いが、すべて地震に対するものである。この社にヒアリング調査を実施したところ、新型インフルエンザ等BCPはなかったが簡単な「新型インフルエンザ等対策に関する行動計画」があり、それに基づき対応するとのことである。
 - 1社は、業務継続チェックシートという表形式のものであり、各部門別のそれぞれの業務についてチェック、記入するようになっている。

表頭：業務継続に関して「人員数」「業務の重要性」「業務継続の基本的な考え方」等

表側：各部門の詳細な業務一覧

※部門ごとに1枚のエクセルシートとなっている(詳細はBCP参考例を参照)

- ヒアリング調査では、この「石油卸売業」では新型インフルエンザ等対策は1企業でなく業界全体で対応するもので、実際に業界団体で「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を作成することになっているとのことである。ただし実際に新型インフルエンザ等が発生していないこともあり、その活動は進んでいないようである。

Ⅱ-31. 石油精製業

「石油精製業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3社とも「政府行動計画」を基にしている。うち2社は社会状況についても記述している。
- 3社とも対策本部が設置され、組織構成や責任者、役割分担も記述されている。
また3社とも平時から危機管理組織が設置されており、新型インフルエンザ等に関する情報収集等を実施している。
- 3社とも部門ごとに人員配置やその考え方が記述されており、2社では重要業務と一体化した表がある。
うち1社は「業務継続チェックシート」で前節の「Ⅱ-30.石油卸売業」のものと同様である。

Ⅱ-32. 熱供給業

「熱供給業」3社のBCPは共通のフォーマットを使用しており、内容面でも共通性は高い。
「熱供給業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3社とも発生段階別の表形式である。
- 3社ともA4サイズ1ページの非常に簡単なもので、内容的には不十分である。
- 3社とも被害想定、継続業務、人員配置(必要人数等)、教育・訓練に関する具体的な記述はない。

Ⅱ-33. 各種食料品小売業

「各種食料品小売業」のうちJA2組合では、地震等の災害用BCPに新型インフルエンザ等に対する対応を加えたものになっている。2組合の中でも新型インフルエンザ等に関する記述量には違いがみられ、1組合は感染対策だけしか記述されていない。もう1組合は感染対策以外に「体制・組織」「継続事業」等も、新型インフルエンザ等に対する対応として記述されている。残りのコープ1組合では、タイトルが「新型インフルエンザ(等)対策書(基本編)」であり、新型インフルエンザ等に対する専用のBCPだが、内容的には不十分である。

- JA2組合は地震等の災害用BCPに新型インフルエンザ等対策を加えてあるが、新型インフルエンザ等に関する記述は少なく、新型インフルエンザ等に即したものとなっていない。
- コープ1組合は新型インフルエンザ等専用BCPだが、継続業務に関する記述はない。

Ⅱ-34. 食料品スーパー

「食料品スーパー」3社のBCPは、内容面で共通性が高い。
「食料品スーパー」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 3社とも対策本部の設置と組織図や責任者、役割分担が記述されている。
- 3社とも発生段階別の感染対策がある。
特定接種や備蓄品、お客様の感染対策も3社であげられている。
- 3社とも「重要業務(継続業務)」が部門ごとに具体的に記述されている。
- 3社とも欠勤率に応じて売り場等の店舗営業体制(継続・縮小)が決まる。
2社では発生段階別の「商品の展開(品揃え、売り場展開)」がある。

Ⅱ-35. コンビニエンスストア/百貨店・総合スーパー

「百貨店・総合スーパー」「コンビニエンスストア」は各1社ずつと少ないため、ここではまとめて記述する。2業種のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 百貨店、コンビニエンスストアは、以下の点で共通性が高い。
 - 「店舗で感染者が出たときの対応」や「店舗の営業継続」等、店舗に関する記述が多い。
 - 体制は被害や感染状況に応じて2段階(当初は委員会、後に対策本部)である。

Ⅱ-36. パン・菓子製造業/冷凍食品製造業/めん類製造業

「パン・菓子製造業」「冷凍食品製造業」「めん類製造業」の3業種6社中5社が同じグループ会社であり、基本的に共通のフォーマットのBCPを使用しているため、共通性は高い。3業種6社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 同グループ会社5社のBCPは基本的に共通である。構成としては「新型インフルエンザ等対策BCP規定(事業継続計画書)」「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」「全体行動チェックリスト」の3部となっている。
- もう1社のBCPは「緊急事態対応一覧表」(A4サイズ1枚)の1項目として「新型インフルエンザ(パンデミック)」があるが、「事前対応・予防対策」「対応手順」が簡単に記述されているだけである。

Ⅱ-37. 缶詰・農産保存食料品製造業

「缶詰・農産保存食料品製造業」2社のBCPは記述量が少ない点では共通しているが、内容的にかなり異なっている。

- 「缶詰・農産保存食料品製造業」2社のBCPは内容的にはかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は前節の「パン・菓子製造業」「冷凍食品製造業」「めん類製造業」の5社と同じグループ会社であり、基本的に共通のフォーマットのBCPだが、「新型インフルエンザ等対策BCP規定(事業継続計画書)」だけで「新型インフルエンザ等感染予防対策マニュアル」「全体行動チェックリスト」がない。
 - もう1社のBCPは地震等の災害に備えたBCPの後ろに「緊急時における対応(新型インフルエンザ編)」を加えたものであり、新型インフルエンザ等BCPとしては、簡単なものとなっている。

Ⅱ-38. 精穀・製粉業

「精穀・製粉業」3社中2社は、レイアウト(A4横サイズ)や内容面でも共通性が高い。
「精穀・製粉業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 2社の内容面で共通性が高いのは「発生段階別の感染対策」や「継続業務、人員確保の表構成」である。
- 被害想定は3社ともない。

Ⅱ-39. レトルト食品製造業

「レトルト食品製造業」3社のBCPは、新型インフルエンザ等に十分即しているとは言えない。

- 2社は元々が地震等の災害用BCPであり、それに新型インフルエンザ等を加えたと思われるが、新型インフルエンザ等に対する記述は非常に少ない。
特にこのうち1社は「体制」「感染対策」「重要業務」の記述もなく、内容的にもかなり不十分である。
- 1社は新型インフルエンザ用だがBCPチェックリストという表題で、BCPそのものではない。

Ⅱ-40. 食料・飲料卸売業

「食料・飲料卸売業」3社のBCPは内容的にかなり異なっており、共通性は低い。

- 3社のBCPは内容的にかなり異なっており、以下の特徴がある。
 - 1社は地震等との兼用BCPで、新型インフルエンザ等に即していない。
 - 1社は全体で5ページと記述量が少なく、被害想定と感染対策が中心となっている。
 - もう1社は新型インフルエンザ等専用のBCPであり、発生段階別の感染対策や部署別の重要業務やその人員計画が、比較的詳細に記述されている。

Ⅱ-41. 卸売市場関係者

「卸売市場関係者」2社とも新型インフルエンザ等については記述量が少なく、新型インフルエンザ等に即していない。

- 2社の特徴は以下の通り。
 - 1社は「緊急事態(地震の発生等)」BCPで、地震等の災害用であり、新型インフルエンザ等については、記述されていない。
 - もう1社のBCPは「事業継続計画書(新型インフルエンザ対応)」だが記述量は少なく、新型インフルエンザ等に十分即しているとは言えない。

Ⅱ-42. 燃料小売業(LPガス、ガソリンスタンド)

「燃料小売業」の3社中2社が共通のフォーマットのBCPを使用していることもあり、3社の共通性は高い。「燃料小売業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 全体的にBCPの記述量は少ない。
- 共通フォーマットのBCPにおいては、感染対策と連絡先リストが中心になっており、他の項目については、ほとんど記述がない。

Ⅱ-43. 火葬・墓地管理業

「火葬・墓地管理業」は市の業務の中の1つであり、他に市としての全体的なBCPがあるようで、この「新型インフルエンザ等対策BCP」では全体的に記述量が少ない。

「火葬・墓地管理業」3斎場のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 全体的に記述量が少なく、簡単なBCPとなっている。
- 特に1斎場では、市の担当者と実際の業務実施会社の連絡先、特定接種の予定者、接種場所が、内容のほとんどである。

Ⅱ-44. 産業廃棄物処理業

「産業廃棄物処理業」の3社中2社では比較的詳細に記述されており、内容面で共通性が高い。

「産業廃棄物処理業」3社のBCPの特徴と共通点は以下の通りである。

- 2社は比較的詳細に記述されている。特に継続業務については、部署ごとや業務ごとに詳細に記述されており、業務ごとの必要人数も記述されている。うち1社では補充対応先やその考え方まで記述されている。
- 1社は全体的に比較的簡単に記述されており、継続業務は例をあげるだけで、感染対策も基本的なものにとどまっている。

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

- 141事業者のBCPには新型インフルエンザ等に対する専用のBCPと地震等の災害用との兼用のBCPがあるが、以下の点から新型インフルエンザ等専用の方が望ましい。
 - 新型インフルエンザ等は地震等と異なり「物への影響」はなく「人への影響」だけにとどまるため、重要業務自体は同じとしても、人員の配置や確保方法、関係業者との連携等の対応が地震等災害とは異なってくる。
 - 感染対策等が新たに必要である。
- 次ページ以降で141事業者のBCPの中から今回の①～⑦の項目別に、わかりやすいもの、よいと思われるものを参考例としてあげる。

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

- 最低限、「政府行動計画」の最大欠勤率40%の場合を想定している。
- 新型インフルエンザ等発生時の社会状況(インフラや交通機関等)を想定し、経営面も含めた自社(調達先、外部委託先含む)への影響を想定している。

「医薬品製造業」の例：政府想定に基づき、社会状況と自社への影響を想定している

＜政府想定（重度のケース）＞ 発症者数：3,200万人（全人口の25%）、受診患者数：1300万人～2,500万人、入院患者数：～200万人、死者数：約64万人(致死率2%)、欠勤率：最大40%					
国における発生段階		海外発生期	国内発生早期 さらに都道府県毎に感染状況に応じて、 「地域未発生期」、「地域発生早期」に分類	国内感染期 ※さらに都道府県毎に感染状況に応じて、 「地域未発生期」、「地域発生早期」、「地域感染期」 に分類	小康期
感染状況		某国で感染の発生	都市部で感染第1号が発生。各地で徐々に増加	感染者数がピーク。（感染率は約3割）	感染者数は減少。一部地方で感染が続く
社会インフラ	ライフライン（電気、水道、ガス、通信）			一部で支障 （人員不足で障害対応の遅延など）	
	交通機関（鉄道、バス等）		発生地域を中心に一部支障	運行減少 （鉄道等で間引き運行を実施）	徐々に回復
	航空旅客	発生国からの帰国増加。 国内空港で水際対策開始			
道路交通	道路	（影響なし）	（影響なし）	（影響なし）	（影響なし）
	燃料		ガソリン需要が増加 （ガソリン不足を懸念し、給油増加）	ガソリン需要は低下。一部のガソリンスタンドで供給停止 （外出が減少。GSでは従業員欠勤）	
物流	空海運	発生国を中心に国際貨物に支障	国際貨物に支障	国際貨物に支障 （通関の遅延など）	国際貨物で一部支障が継続 （海外で流行が継続）
	陸運		発生地域を中心に一部支障	国内貨物に支障。宅配物の大幅遅延 （ドライバー不足、運送業者休業）	徐々に回復
外部関係先等（調達先）	海外調達先	発生国を中心に調達に支障	調達に支障	調達に支障	調達支障が一部継続 （調達先の休業、国際貨物の遅延など）
	国内調達先		一部で調達に支障	調達に支障	徐々に回復
	外部委託先		一部で委託業務の遅延・縮小	委託業務の遅延、中断	徐々に回復
	銀行			取扱い業務の一部縮小。 窓口業務の一部が一時中断	徐々に回復
自社	本社、研究所、物流センター		一部で欠勤 （家族の感染など）	約半数が欠勤。 また、社内感染発生。	徐々に出勤回復
	支店		一部で欠勤 （家族の感染など）	約半数が欠勤。 また、社内感染発生。	徐々に出勤回復
	工場		一部スタッフが欠勤。	欠勤率40%。 社内感染発生。	徐々に出勤回復

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

① 新型インフルエンザ等発生時に自分たちの業務に影響を及ぼす他事業者サービスや社会状況

「パン・菓子製造業」「冷凍食品製造業」「めん類製造業」の3業種の中の同グループ会社の例：
インフラへの影響と自社への影響が想定され、対策が必要かどうか示している

本マニュアルにおいて、当社の被害状況を以下の通り想定する。

(1) インフラへの影響

インフラ	影響
ライフライン	社会機能維持に関わる電気・ガス・水道は基本的に通常通り使用可能
情報通信	電話・インターネット等の情報通信手段は基本的に通常通り使用可能
道路	道路に大きな影響はなく、基本的に通常どおりに利用可能
公共交通機関	運行本数が減少する。

↓

(2) 当社への影響

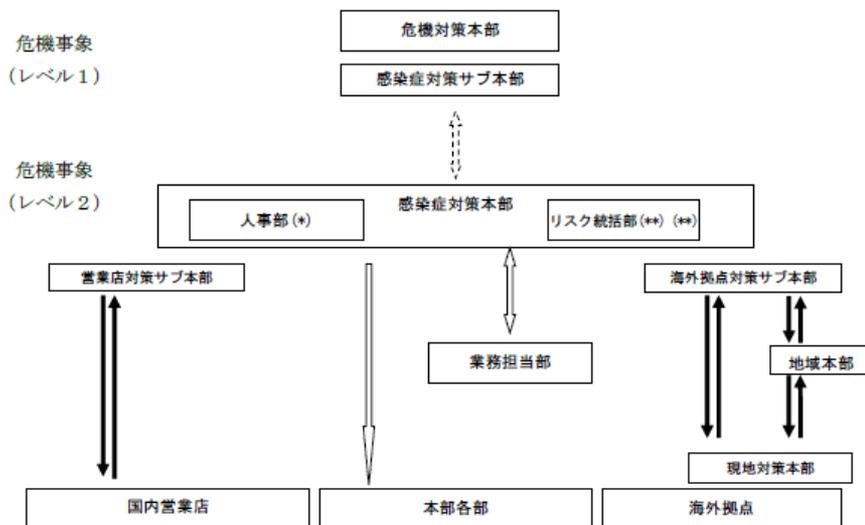
リソース	影響	要対策
人	・約8週間の流行期間に多くの従業員やその家族が感染し、最大40%の従業員が欠勤（回復迄10日間）する（※2）。	○
物	・店頭では備蓄可能な食料品のまとめ買いの動きが第一段階から始まる。 ・取引先企業の事業縮小・停止や物流網の混乱等により、原材料等の供給が滞る。	○
金	・得意先からの入金滞りした場合、資金ショートのある恐れがある。	○
情報	一部機能低下の可能性はあるが、基本的に通常通りに利用できる。	○

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

②新型インフルエンザ等対策の体制

- 組織図、組織構成、役割分担、責任者や代行者が記述され、設置時期もわかる。

「銀行業」の例：組織図や設置時期等だけでなく、感染対策も含めた運営方法がある



- 凡例： 指揮・命令、指導・援助 / 報告、支援要請
 指揮・命令
 協議、指揮・命令

(*) 「感染症の流行の発生」における一次的な事象所管部
 (**) 二次的な事象所管部 (海外における感染症の場合)

□感染症対策本部等の設置(改組)時期(基準)

危機事象レベル	対策本部の設置	備考
—		継続的な情報収集 (ステージ1に相当)
レベル2	感染症対策本部 海外拠点対策サブ本部	レベル2認定は関係部にて協議 海外拠点への対応実施 (ステージ2に相当)
レベル1	危機対策本部 感染症対策サブ本部(改) 地域本部 営業店対策サブ本部	拠点所在国にて、当行行員等またはその家族が感染した 場合(いずれかの拠点所在国でステージ3以上に進展 している) 関係者に感染者がいなくとも、いずれかの拠点所在 国でステージ4以上に進展している場合 海外拠点への対応支援実施
(レベル見直し)	体制の再構築	第二波に備えた体制の見直しを協議 (ステージ5に相当)

危機事象のレベル判断及び対策本部等の設置は、上記を基準として、危機管理担当役員が決定する。

運営方法

- ・ 意思決定者の感染に備え、複数の順位を指定した代行者を指名する
- ・ 対策本部員の感染を防ぐため、以下の要領で対策本部業務を実施する
- ・ 極力、部屋を分散する
- ・ テレビ、電話会議等を使用し、極力、会議を減らす
- ・ メール、ファックス等を活用し情報を伝達する
- ・ 対策本部員は、その他行員と勤務区画、移動ルート、使用時間帯の区分も検討する

※責任者や代行者、役割分担等は別途記述あり

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

③ 平時及び発生時における感染対策

- 発生段階別になっている。(感染対策だけでなく、業務継続対策等も含めて記述されていることが多い)
- 職場の対応がある。(清掃や会議等のルール/検温等のルール)
- 感染者・感染疑い者への対応がある。(店舗等の場合、お客さまへの対応も含む)
- 個人での対応(手洗い、うがい、咳エチケット等)がわかりやすい。

「上水道業」の例：本文中だけでなく、参考資料として発生段階別に感染対策と業務継続対策が一覧表となっているため、わかりやすい

(参考資料1) 新型インフルエンザ感染症に対する行動計画 (第1版) 除毒性版

対策	警戒レベル A 国内外未発生期、 又は 海外発生期	警戒レベル B (国内の 〇〇以外で発生)	警戒レベル C (国内の 〇〇で発生)	警戒レベル D 小規模・終息期
	国内外で未発生段階、 又は、海外においてヒト-ヒト感染が確認 されている段階	国内 〇〇において発生した段階 (〇〇では 未だ発生していない)	国内 (〇〇) において発生した段階 又は 〇〇職員で感染者が発生した段階	患者の発生が減少し、低い水準にこどまっ ている状態
体制整備	準備	水道2S号体制	水道3号体制	水道2S号体制
個人の 対策	情報収集	・WHO、国等から情報収集及び周知 (海外発生時)	・継続	・継続
	海外渡航歴の報告	・海外渡航歴の報告実施 ・発生地域への渡航の自粛	・継続	・継続
	うがい・手洗いや咳エチケット	—	・励行	・徹底
	職員及びその家族の 健康状態の把握	・海外渡航歴等の状況に応じた情報把握	・海外渡航歴等の状況に応じた情報把握	・出勤前の検温 ・家族の健康状態(発熱等)の報告
	マスクの着用	—	・通勤時のマスク着用奨励 ・インフルエンザ発症状況があるが、医療機関等の指示が無い場合、出勤については職員が判断。ただし、マスク着用を義務づけ	・通勤・勤務時のマスク着用を奨励 <職員で感染者が発生した場合> ・浄水場、〇〇非業務所では通勤・勤務時のマスク着用を義務化 ・本部、〇〇非業務所では自所発生した場合、通勤・勤務時の着用義務化 <1所属で欠勤率10%を超える場合> ・全職員とも通勤・勤務時のマスク着用を義務化
	出勤体制	—	・交替制勤務者について、代替通勤手段、時差出勤の検討 ・インフルエンザ発症状況がある場合、医療機関等に相談し指示に従うよう周知	・各所属の出勤者数把握 ・一定以上の発熱等の症状がある場合、出勤しないことを徹底 ・職員が発症した場合、机等周辺の消毒
	感染予防具 (マスク、消毒液、手袋) 来庁(場)者への注意喚起	・マスク等の備蓄、配布 ・状況に応じた配備計画の作成	・マスク等の備蓄、配布 ・状況に応じた配備計画の作成	・マスク等の不足状況の把握および補充 ・不足があれば調達
応接ルール	—	・対面業務での対人接触機会を少なくするなどの対応を検討	・ルールの適用 ・状況により入館制限を実施	
事業 継続	優先業務	・優先業務の抽出	・優先業務を確認	・一部業務の縮小、停止、延期 ・不急の会議の延期 ・浄水場の視察・見学の一時停止 ・引き水会は原則中止もしくは延期(主催者及び関係市町村と調整し対応を決定)
	要員	・各浄水場、送水管 〇〇での業務経験者リストの作成	・要員リストを再確認	・職員に不足を生じれば再配置を実施
	委託業者等との連携	・優先順位の高い業務実施業者のリストの作成及び緊急時の協力要請	・リストの再確認 ・優先順位の高い業務実施業者等へ業務継続の協力要請	・優先順位の高い業務を行う業者等が人員を確保できない場合、職員で対応
	必要物資の確保	・水処理薬品の定期的な在庫量確認 ・資機材、自家発燃料等の確保	・在庫確認と確保 ・水処理薬品の在庫量を可能な限り増量 ・薬品納入が滞らないよう業者へ要請	・薬品等の備蓄量の増量措置
利用者への情報提供	・HP等での情報提供の準備 ・想定QAの作成	・HP等での情報提供の実施	・継続	・継続

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

③ 平時及び発生時における感染対策

「**救護施設**」の例：発生段階別に、「1.対応主体（誰が）」と「2.対応事項」があり、「2.対応事項」の中に感染対策と業務継続対策が記述されている

第Ⅳ章 ステージ2（地域発生早期）の対応

本ステージにおいては、新型インフルエンザ等の感染者が施設の周辺地域で発生しており、感染予防に関する本施設への必要性が顕在化している一方で、職員や家族で感染者が発生しておらず、業務継続対応に関する本施設への必要性はまた顕在化していない状況。したがって、対応は、感染予防対応の本格実施と、ステージ3（地域感染期）以降で実施する「業務継続対応」に関する準備が中心となる。

1 対応主体（誰か）

本ステージにおける対応は、処理する業務量が膨大になること、状況刻々と変わる中での情報共有が重要となることから、以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、〇〇会議室で業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	所長	課長生活対策
情報収集	感染対策委員	生活対策
利用者家族等への情報提供	課長生活対策	主任生活対策
感染予防対応に関する統括	課長生活対策	主任生活対策
業務継続対応に関する統括	所長	課長生活対策

2 対応事項（何をするか）

本ステージにおける対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係表
情報収集と共有	以下に関する情報を継続して収集のうえ施設内で共有 <input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等の感染対応状況 <input type="checkbox"/> 国・自治体等の対応状況 <input type="checkbox"/> 委託業者・近隣病院・近隣他事業所の対応状況 <input type="checkbox"/> 職員・職員家族・利用者の感染状況 <input type="checkbox"/> その他利用者家族・委託業者等の感染状況 等	様式3 様式6 様式6 様式5,11 様式6,11
利用者家族等への情報提供等	利用者家族等との連絡体制構築 適宜以下情報を提供 <input type="checkbox"/> 利用者の現状 等	様式5
感染予防対応の本格実施	個人対応の依頼 職員/職員の家族/利用者※/利用者家族/委託業者等、各々が以下を実施するよう依頼 ※実施可能な者に対してのみ依頼 <input type="checkbox"/> マスクの着用 <input type="checkbox"/> 手洗い・うがい・咳エチケットの励行 <input type="checkbox"/> 極力人ごみを避ける（2mルール）の励行 等	
	組織として対応	以下（表3）の実施
業務継続対応の準備	以下対応を継続実施する <input type="checkbox"/> 出発前情報の集約管理・欠席加算発生への備前 <input type="checkbox"/> 同一法人内での情報共有（ステージ3（地域感染期）以降の応接可能な確認） <input type="checkbox"/> 過去実施していたOB・OGへのアプローチ（ステージ3（地域感染期）以降の電話連絡が可能な確認） <input type="checkbox"/> 近隣施設との情報共有（ステージ3（地域感染期）以降の応接可能な確認） <input type="checkbox"/> 生活活動の時間帯等の変更・調整 等	様式10,11

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

③ 平時及び発生時における感染対策

「救護施設」の例：職場の対応

+ (表3) 感染予防対応（組織として対応）の本格実施		対応事項	関係 様式	
項目				
施設関係者に感染 発症者が発生 して1ヵ月時 から対応（発生後 も継続対応）	備蓄品の確認	必要量の備蓄品を確認	様式7	
	業務上の 来客に関する ルール	マスク着用	<来客員・利用者家族・委託業者等> <input type="checkbox"/> 施設内でのマスク着用を依頼 <input type="checkbox"/> 入口受付に検温文を提示 <input type="checkbox"/> 入口受付に特等しない方用ニマスクを一定数準備	様式6 様式7
		施設入口・トイレで のアルコール使用	<来客員・利用者・利用者家族・委託業者等> <input type="checkbox"/> 施設入り口・トイレにアルコールを設置 <input type="checkbox"/> 施設入り立ち昇り前、トイレ使用直後の消毒を依頼 <input type="checkbox"/> 入口受付に検温文を提示 <input type="checkbox"/> 利用者の消毒をサポート	様式7
	公共交通機関による 来客の禁止	<来客員・利用者家族・委託業者等> <input type="checkbox"/> 強力な公共交通機関を使ってくる来客を制限 <input type="checkbox"/> 不可避の場合はラッシュ時を避けて来客を依頼		
	不要不急の来客の禁 止	<来客員・利用者家族・委託業者等> <input type="checkbox"/> 不要不急の来客を制限		
	来客者への施設入 口での検温実施	<来客員・利用者家族・委託業者等> <input type="checkbox"/> 施設入り口で非接触型体温計を設置 <input type="checkbox"/> 施設立ち入り時の体温チェックを依頼 <input type="checkbox"/> 体温が37.5度以上ある場合は立ち入りを制限 <input type="checkbox"/> 入口受付に検温文を提示	様式7 様式8	
	体調不良者の立ち 入り禁止	<来客員> <input type="checkbox"/> 体調不良者の仕立禁止 <input type="checkbox"/> 来客員・利用者家族・委託業者等> <input type="checkbox"/> 体調不良者の立ち入りを制限 <input type="checkbox"/> 入口受付に検温文を提示	様式9 様式8	
	ハイリスク職員の 仕立禁止	<来客員> <input type="checkbox"/> ハイリスク者※の仕立禁止 ※急病 樹皮疾患、OHP、免疫抑制剤服用者等		
	受け入れへの対応	<来客員> <input type="checkbox"/> 来客者を一時隔離し、感染の有無を確認 ※隔離経路は事前に十分な指図を入れを中上		
	業務上の その他ルー ル	検温・体調のデイリ ーチェック	<来客員・職員家族> <input type="checkbox"/> 毎日仕立前の検温と結果記録を依頼 <input type="checkbox"/> 検温記録が37.5度以上の場合は、その他指図がわからない場合は、上長への報告を依頼 <input type="checkbox"/> 上長より、上記指図がはきり以下のおお対応 ※職員本人が37.5度以上ある場合は、その他指図がわからない場合は仕立禁止 ※職員家族が37.5度以上ある場合は、その他指図がわからない場合は職員の仕立許可を直営判断 <来客員> <input type="checkbox"/> 毎日仕立前検温を実施し、結果を記録 <input type="checkbox"/> 検温記録が37.5度以上の場合は、その他指図がわからない場合は、上長への報告を依頼 <input type="checkbox"/> 上長より、上記指図がはきり以下のおお対応 ※来客員にマスクを装着（来客員が可能な場合は） ※空室の隔離を実施するが直営判断	様式9
空室の隔離		<input type="checkbox"/> 建物内、敷地内での検温（空室の隔離）の発生を来客員と依頼を伝える		
状況に応じてワ クチン検査		<来客員・サービス提供員（人材）委託業者等> 1検定検査 保持から検定検査実施の原則（検定・来客員等）を受付がなし、以下を実施 <input type="checkbox"/> 検定検査実施結果を把握 <input type="checkbox"/> 来客員は検定検査結果を把握し、検定結果を把握 検定結果が検定検査結果を把握 <input type="checkbox"/> ワクチン検査を実施 ※職員は検定検査結果を把握することが必要 <来客員> 1検定検査（基本的には検定検査結果を把握） 自治体による住民検定検査の情報を入手し、以下を実施 <input type="checkbox"/> 自治体からの検定検査結果を把握し、検定結果を把握 ※検定 ※国庫を含む検定検査結果を把握できる場合は、施設側で検定検査結果を把握するが、それ以外には、市町村が把握する検定 チームと合同で検定検査 <input type="checkbox"/> 来客員は検定検査結果を把握し、検定結果を把握 ※来客員の意思表示の強制が可能な場合は、本人の同意 ※来客員の意思表示の強制が可能な場合は、来客員・利用者家族・来客員の同意 ※来客員の意思表示の強制が可能な場合は、来客員・利用者家族等の同意が取りづらく困難な場合は、留 置が実施（検定検査）	様式6	
業務上の 縮小・休 止	ボランティア等の 受け入れ禁止	<input type="checkbox"/> 従業員・ボランティアの受け入れを禁止		
	不要不急の行事の禁 止	<input type="checkbox"/> 不要不急の行事を禁止		
	不要不急の外出・会 議の禁止	<input type="checkbox"/> 職員・利用者の不要不急の外出を禁止 <input type="checkbox"/> 外部（検定検査・委託業者等）との不要不急の会議を禁止 <input type="checkbox"/> 国庫生計関係機関による場合は、必要に応じて中止し、利用者等が検定検査結果を把握		
業務A・C・Dの業務削減/縮小	<input type="checkbox"/> 業務関係人数を削減するようシフトを確保（夜間業務削減など） <input type="checkbox"/> 業務のある生産活動/業務の重要等優先して実施 <input type="checkbox"/> 臨時雇用（アルバイト、借家等）で生産活動/業務の重要等優先して実施			

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

③ 平時及び発生時における感染対策

「救護施設」の例：感染者・感染疑い者への対応

施設関係者に感染(疑)者が発生した場合の緊急対応	施設内で発症	情報収集・報告	<input type="checkbox"/> 施設内で感染(疑)者や発症時の上長への報告を継続し <input type="checkbox"/> 状況に応じて、自治体・保健所等に報告	様式9 様式6
		発症者にマスクを装着させる	<input type="checkbox"/> N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染(疑)者にマスクを装着※。 ※手袋が利用者の場合は職員が死守中での一時が装着者にならない。	様式7
		空間的隔離を実施	<input type="checkbox"/> N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、状況に応じて、空間的隔離も実施	様式7
		施設からの外出を依頼	<職員・利用者家族・委託業者等が発症> <input type="checkbox"/> 家族・所属企業に連絡し迎えに来てもらったうえで、施設からの外出を依頼 <利用者が発症> <input type="checkbox"/> 家族・後見人等に連絡を入れ状況報告(施設からの外出を依頼する訳ではなく、状況報告を行う) <input type="checkbox"/> 上記が適切取れないケースへの留置が必要(行政等と連携を行う)	様式5,6 様式6
		病室へ搬送	<input type="checkbox"/> N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、状況に応じて、感染(疑)者を病室へ搬送	様式7
		消毒	<input type="checkbox"/> N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、感染(疑)者が接触した箇所を中心に消毒を実施	様式7
	施設外で発症	濃厚接触者の来所禁止	<input type="checkbox"/> 発症者等に感染しているか否かの継続的確認 <input type="checkbox"/> 可視化が限り、発症前の閉居の置か(誰に会って、何をしたか)を確認 <input type="checkbox"/> 上記が限りの濃厚接触者を確定※ ※組織単位に応じて随時変更に準拠 ⇒(参考)濃厚接触者とする例 *感染者と同居している者 *感染者と食事等をもとにした者 <input type="checkbox"/> 該当者工の閉居の来所を禁止	様式5,6 様式5,6 様式5,6 様式5,6
		情報開示	<input type="checkbox"/> 感染していることが確定した場合、状況に応じて、その情報を関係者に伝達 <input type="checkbox"/> 状況に応じて、施設入口に警戒表示	様式5,6
		情報収集	<対職員> <input type="checkbox"/> 本人・家族に感染した場合の上長への報告を継続し <対利用者家族・委託業者等> <input type="checkbox"/> 感染者の来所が施設からの閉居以内であった場合の報告を依頼	様式9
		報告	<input type="checkbox"/> 状況に応じて、自治体・保健所等に報告	
		感染者の来所禁止	<input type="checkbox"/> 感染者工の閉居の来所を禁止	様式5,6
		消毒	<input type="checkbox"/> 可視化が限り、発症前の閉居の置か(誰に会って、何を触った)を確認 <input type="checkbox"/> N95 マスク・ゴーグル・手袋を装着した者が、上記情報をもとに消毒を実施	様式7
濃厚接触者の来所禁止	<input type="checkbox"/> 可視化が限り、発症前の閉居の置か(誰に会って、何をしたか)を確認 <input type="checkbox"/> 上記が限りの濃厚接触者を確定 <input type="checkbox"/> 該当者工の閉居の来所を禁止※ ※種別が部との接触を断り、感染原を施設内に入れない対応を要す	様式5,6 様式5,6		
情報開示	<input type="checkbox"/> 状況に応じて、感染者等に対する関係者に伝達 <input type="checkbox"/> 状況に応じて、施設入口に警戒表示	様式5,6		

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

③平時及び発生時における感染対策

「食料品スーパー」の例：お客さまへの対応

2. 店内で嘔吐等の事故が発生した場合

●基本はノロウイルス対応マニュアルと同様の対処方法になる。

・お客様の状態確認を第一に考えて下さい。(BY、休憩室等へ誘導して休息して頂き、必要に応じて保健所に連絡をし対処方法を確認して下さい。また、上長へ速やかに報告して下さい。

・同時に汚染拡散防止の為に、該当箇所をカウンタークロスで覆って下さい。(消毒処置は後から対応) 周囲の商品の撤去等を実施して下さい。

・お客様がうがい等をされる場合は、作業場内の水道は極力使用しないで下さい。(トイレまたは休憩室の水道等を使用して下さい)

〈商品撤去基準〉

バラ売り商品等で飛沫が飛んだ可能性のある商品については、撤去ならびに廃棄をお願い致します。包装済商品についても必要に応じて一時撤去し安全の確認をして下さい、飛沫がかかっている商品については、再包装せず廃棄して下さい。(作業の汚染防止の為)

・お客様、商品の安全確保をはかった上で汚物の処理を実施します。(後述)

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

③ 平時及び発生時における感染対策

「石油精製業」の例：個人の対応（「社員用：新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」として別冊）

〇〇では、新型インフルエンザが発生した場合でも社会機能維持者として国民生活を最低限維持するために必要な石油製品の供給を行うため、最大限の努力を払うことにしています。

そのために重要なのが「社員等とその家族が一人一人がかかからない・うつさないための行動に取り組む」ことです。以下、取り組んでいただきたい行動を記載しますので今日から取り組んで下さい。

新型インフルエンザ対策 社員等とその家族の基本行動

1. かからない

咳や発熱等の症状のある人とは、近寄らない(2m以内)ことが重要な予防方法です。できるだけ人混みや人の集まるところに行かないようにしましょう。また手洗いやマスクの着用を徹底し、感染を防御することが有効です。食事、運動、睡眠時間等の健康維持管理が予防の基本であることも忘れず。

2. うつさない

「咳エチケット」を心掛け、外出時・家庭内でも咳やくしゃみをする際はマスクの着用やティッシュ等で口元を覆いましょう。

3. あわてない

まずは新型インフルエンザについて、ご家族も含めて皆さんが正しく理解して下さい。みんなで協力して事前に対応してください。そして発生したら正しい情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

4. がんばらない

それでも、もし感染した場合、無理せず口ゆとり休むことで、他の皆さんにうつさない/自分が感染源にならないようにすることが大切です。

5. まず、できることから

咳エチケット、日用品の備蓄準備、家族会議などあなたとあなたの家族を守るために今から準備できることがあります。まず、できることからやってみましょう。

1. 感染をしない/させない基本的な心得

(1) 手洗いの徹底

正しい手洗いの方法



インフルエンザの接触感染は、インフルエンザウイルスがついている場所を触った人がその手で目や鼻や口を触ることで、ウイルスが呼吸器系の粘膜から侵入して起こります。すなわち接触感染を防ぐためには、手をこまめに洗うか、消毒することが必要になります。

出勤時、食事の前、トイレの後、見た目に手が汚れた後、清掃の後、咳やくしゃみをした後、物に触った後、顔に触った後、喫煙後、帰宅後等…手洗いをこまめに行いましょう。

手洗いの手順は左図を参照してください。つめブラシがなければ、指先を手のひらにこすことで足りります。この手順をしっかり手洗いをすると最低でも15秒の時間がかかります。アルコール消毒をする場合は、手の表面についている水分を完全に拭きとってからアルコール消毒液を手をこすり、よくすり込んでください。

水道設備がないなどの理由で手洗いができない場合は、手の表面をウェットティッシュなどで拭いてから、アルコール消毒液を手をこすり、よくすり込んでください。

“咳エチケット”を守りましょう!

- 咳やくしゃみが出る時
- 咳やくしゃみが出そうになった時

まず、ティッシュで口と鼻を覆いましょう。
(使用したティッシュはゴミ箱に捨てましょう。)
人ごみではできるだけマスクもつけましょう。



その後は、よく手を洗いましょう。
手洗い場が近くない時は、ウェットティッシュも代用できます。

風邪・インフルエンザなどを防ごう

- 咳やくしゃみが出る場合はどうもティッシュなどをお使いください。
- 咳が強い場合はマスクをおつけください。
- 医師や看護師もマスクをつけさせていただく場合がございます。

厚生労働省東北厚生局 東北大学病院感染管理室

(2) 咳エチケットを心がける。

【咳エチケットのルール】

- ・咳/くしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて 2m 以上離れましょう。ティッシュなどが無い場合は、腕で口と鼻を押さえるなどの方法も有効です。咳/くしゃみを直接手につけないことが大事です。
- ・押さえた手は、すぐに石けんを用いた手洗いしましょう。
- ・咳/くしゃみをしているときは、マスクを着用しましょう。
- ・使用したティッシュ・マスクは速やかに蓋付きのごみ箱へ捨てましょう。

(3) 咳/くしゃみをしている人に近寄らない。

咳/くしゃみによる飛沫は、ほとんどは咳やくしゃみをした人の口から2m 以内に落ちます。よって、新型インフルエンザが大流行している間も、なるべく人ごみへの外出を控えるのが重要です。

やむを得ず外出する際は、マスクを着用の上、咳/くしゃみをしている人からなるべく遠ざかるようにしましょう。

(4) 参考：(通常の)インフルエンザと新型インフルエンザ

(5) 参考：新型インフルエンザの感染経路

(6) 参考：不織布マスクの取り扱い

不織布マスクは、原則使い捨てで、1日1枚程度の使用です。マスクは、鼻・口・顎を確実に覆い鼻筋にフィットさせ着用してください。マスクのフィルターには、病原体がついている可能性があるため、使用中はあまり触らないようにしてください。マスクを外すときもなるべく表面を触らず、片側のゴムひもを持ち、そして反対側を外し、そして使用済みのマスクは廃棄してください。



① フィットさせ着用 ② 表面を触らない ③ 片方から外す ④ 使い捨て：廃棄

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

③ 平時及び発生時における感染対策

「石油精製業」の例：個人の対応(「社員用：
新型インフルエンザ等予防・対策ガイド」として別冊)

2. 家庭での準備:皆さんがそれぞれの家庭で取り組んでほしい内容をまとめました。

(1) 家族で新型インフルエンザに関する話し合いをしましょう。

例)家族会議の検討ポイント。

議題	話し合う内容
新型インフルエンザについて。	① 新型インフルエンザとは何か。 ② どこから感染するのか。
咳エチケット・手洗い方法について。	① それぞれの具体的な方法(こまめに練習をしましょう)。
家族に患者が出た場合の対処法について。	① 家族それぞれの緊急連絡先に連絡し、指示を受ける(出社や登校の可否について)。 ② 患者はなるべく一つの部屋から出ない・換気はこまめに。 ③ 介護する人もマスクを着用・手洗いにこまめに。
備蓄品について。	① 食料。 ② 医薬品。 ③ 衛生資材。 ④ 日用品。
緊急連絡先について。	① 住んでいる地域を所轄する保健所の電話番号。 ② 今後広報される発熱相談センターの電話番号。 ③ 家族全員の携帯電話番号・メールアドレス。 ④ 家族の勤務先・学校の電話番号。 ⑤ 大人が倒れた時の緊急連絡先。
家族の役割分担について。	子供にも役割を与え、事前に練習させる。

(2) 食料、医薬品などの生活必需品は、家である程度の備蓄を行いましょう。

新型インフルエンザが流行すると、物流に影響がでることが想定されています。また、新型インフルエンザの流行のピーク期は、外出を最小限にすることが望ましいと考えられます。そのため、生活必需品は家である程度買置きをしておくことをお勧めします。国は、2週間分を備蓄することを推奨しています。備蓄するべきとされている物を以下にまとめましたので、参考にしてください。

食料	<ul style="list-style-type: none"> ① 自分自身の日常の食べ物、飲み物に近いもの(食べなれたもの)。 ② 賞味期限のなるべく長いもの、期限が近いと管理しやすい。 ③ おいしいもの(甘味があると心が和む)。 ④ 各自の嗜好にあわせてある程度各自が選ぶ。 ⑤ 冷蔵冷凍食品、レトルト、乾物、乾燥食品、凍結乾燥品、缶詰、瓶詰めなど多様な選択をするべき。同じものは飽きやすい。 <p>(個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン他より)</p> <p>【主食】:米、乾麺、切り餅、コーンフレーク、シリアル、長期保存可能なパン</p> <p>【主菜】:各種調味料、レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品、インスタントラーメン、即席麺、缶詰、瓶詰、乾物</p> <p>【その他】:甘味(のど飴、ドライフルーツ、クラッカー)ミネラルウォーター(3日分)、ペットボトルや缶入飲料、スポーツドリンク(粉物は長期保存が利く)、ベビーフード、乳児用粉ミルク、サプリメント、ペットフード。</p>
医薬品	<p>常備薬(胃腸薬、痛み止めなど)/持病の処方薬(普段から使っている薬は、成分、薬品名などを書きとめる)</p> <p>* 購入の際は、最寄りのドラッグストアなどで薬剤師に相談してください。</p>
衛生資材	<p>マスク(国の推奨では一人25枚)</p> <p>アルコール系消毒剤(アルコールが60%~80%含まれているものを推奨)</p> <p>ハンドクリーム(アルコール系消毒剤で長期間消毒すると手あれるため)</p> <p>漂白剤(次亜塩素酸ナトリウム系を推奨、酸素系は使えない、消毒に使用)</p> <p>破れにくい手袋(ゴムもしくは、厚めのビニール、アレルギーに注意)</p> <p>氷枕・氷枕(薬を使わなくても体温を下げられる、ケーキの冷却材等でも可)</p> <p>ティッシュペーパー・パートイレットペーパー(咳エチケットに必須、売り切れの公算大)</p> <p>アルコールの入った/入っていないウェットティッシュ(消毒に)</p> <p>石鹸・洗剤・シャンプー・リンス(身体の衛生管理に必須)</p> <p>うがい薬・体温計・紙おむつ・女性用生理用品・ぼんそうこう・ガーゼなど。</p>
日用品	<p>ビニール袋(汚染された可能性のある物品を密閉するために使用)</p> <p>蓋つきのゴミ箱(ウイルスの舞い上がりを防ぐため必須)</p> <p>ラジオ・携帯電話充電キット・乾電池(災害対策をかねて)</p> <p>カセットコンロ・ガスボンベ(災害対策をかねて)</p> <p>キッチン用ラップ・アルミホイル(災害対策をかねて)。</p>

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

④関係事業者等との連携

- 業務継続のための連携先や依頼内容も明確である。
(事前の打合せや業務継続の取り決めがある)
- 連絡先リストがある。

「食料品スーパー」の例：取引先や業務委託先等との連携内容が明確

6. 5 取引先・テナント等への事前対策

取引先や業務委託先等に対して、当社の感染防止策や営業のあり方等の新型インフルエンザ対策を事前に説明して、理解を求めることとする。また、取引先・テナント等の対応について、以下の事項について確認を行い、必要に応じて協力を得られる体制を構築する。

卸売業者 製造メーカー	<input type="checkbox"/> 業務継続方針・計画はどのようになっているか <input type="checkbox"/> 当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか <input type="checkbox"/> 商品の継続的な生産・納入は可能か <input type="checkbox"/> 欠品や生産中止となる可能性のある品目は何か
物流・配送業者	<input type="checkbox"/> 業務継続方針・計画はどのようになっているか <input type="checkbox"/> 当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか <input type="checkbox"/> (配送センター・店舗までの)商品の継続的な納入は可能か
警備業者	<input type="checkbox"/> 業務継続方針・計画はどのようになっているか <input type="checkbox"/> 当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか <input type="checkbox"/> 常駐警備員・営業中の店内巡回・駐車場の警備員等、それぞれ平時の人数は確保できるか <input type="checkbox"/> 開店／閉店作業に支障は無いか <input type="checkbox"/> 必要人数を確保できない場合の代替策はあるか <input type="checkbox"/> お客様・取引先の健康状態の確認、入店制限等を行う場合、急な増員が必要となる可能性があるが、その際の体制は取れるか
現金輸送	<input type="checkbox"/> 業務継続方針・計画はどのようになっているか <input type="checkbox"/> 当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか <input type="checkbox"/> 平時と同様の体制が確保できるか
清掃業者	<input type="checkbox"/> 業務継続方針・計画はどのようになっているか <input type="checkbox"/> 当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか <input type="checkbox"/> 平時の人数は確保できるか <input type="checkbox"/> 消毒作業のため、急な増員が必要となる可能性があるが、その際の体制は取れるか
施設維持管理業者	<input type="checkbox"/> 業務継続方針・計画はどのようになっているか <input type="checkbox"/> 当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか <input type="checkbox"/> 平時の人数は確保できるか <input type="checkbox"/> 人員確保について代替策はあるか
廃棄物処理業者	<input type="checkbox"/> 業務継続方針・計画はどのようになっているか <input type="checkbox"/> 当社と同等レベルの感染防止対策が取られているか <input type="checkbox"/> 平時の回収作業は実施可能か

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

④ 関係事業者等との連携

「上水道業」の例：連絡先リストと委託業者への協力依頼文

関係機関との情報連絡体制

関係機関				当		
区分	関係機関名	電話番号	FAX 番号	総括班	連絡班	調査班
国	厚生労働省健康局水道課	*** ***)	*** ***)		○	
	*** ***)	*** ***)		○	
	*** ***)	*** ***)		○	
●	健康医療部 環境衛生課	*** ***)	*** ***)		○	
	公衆衛生研究所	*** ***)	*** ***)		○	
	○保健所	*** ***)	*** ***)		○	
	○保健所	*** ***)	*** ***)		○	
	*** ***)	*** ***)		○	
水道事業 団体等	日本水道協会本部	*** ***)	*** ***)		○	
	日本水道協会関西地方支部	*** ***)	*** ***)		○	
	○市水道局	*** ***)	*** ***)		○	
	○市水道局	*** ***)	*** ***)		○	
	○市水道局	*** ***)	*** ***)		○	
	*** ***)	*** ***)		○	
	*** ***)	*** ***)		○	
浄水施設等 応援団体	○ (施設維持管理受託業者)	*** ***)	*** ***)			○
	○ (機械設備業者)	*** ***)	*** ***)			○
	○ (電気計装設備業者)	*** ***)	*** ***)			○
	○ (水処理薬品業者)	*** ***)	*** ***)			○
	○ (水質分析機器業者)	*** ***)	*** ***)			○
	○建設業協同組合	*** ***)	*** ***)			○
	*** ***)	*** ***)			○
管路施設等 応援団体	○ (管材メーカー)	*** ***)	*** ***)			○
	○ (漏水調査委託業者)	*** ***)	*** ***)			○
	○管工事業協同組合	*** ***)	*** ***)			○
	*** ***)	*** ***)			○
	*** ***)	*** ***)			○
医療機関	○病院 (産業医)	*** ***)	*** ***)		○	
	○病院 (緊急病院)	*** ***)	*** ***)		○	
	○病院 (.....)	*** ***)	*** ***)		○	
	救急医療情報センター	*** ***)	*** ***)		○	
報道機関等	○新聞社	*** ***)	*** ***)		○	
	○放送局	*** ***)	*** ***)		○	
	*** ***)	*** ***)		○	
他の ライフ ライン	○電力○営業所	*** ***)	*** ***)		○	
	○ガス○支店	*** ***)	*** ***)		○	
	*** ***)	*** ***)		○	

新型インフルエンザ流行期における業務継続について (依頼)

平素は、●の事業運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型インフルエンザが日本国内でも発生し、感染が拡大してまいりました。●では●の生活を支える水道水の供給、また、●の産業基盤を支える工業用水の供給を続けていく必要があります。つきましては、○○○について (※1) 貴社のご協力は欠かせないものと考えておりますので、○○○ (※2) について業務継続を最優先としてご対応していただきますよう、よろしく申し上げます。

※1 ○○○について：業務内容

(例 役務を提供いただいている、薬品を供給していただいている など)

※2 ○○○について：業務内容

(例 役務の提供、薬品の供給 など)

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

- 継続業務、縮小業務、休止業務等の業務内容が具体的である。
- 継続業務に、新型インフルエンザ等発生に伴い新たに発生する業務を含んでいる。
- メーカーの場合は重要製品、店舗の場合は店舗や売り場の営業方針が明確である。

「上水道業」の例：新たに発生する業務も含めて、業務内容が明確

最優先する業務	
	水処理及び送配水の運転（運用）管理・監視業務
	利用者からの問い合わせへの対応
	突発的な事故への対応（水源、断水、濁水、漏水、計器異常等）
	水処理薬品受け入れ業務
	支払い業務
	法定水質検査
	委託業務（薬品、取水口スクリーン清掃、設備保守点検）の請負者との調整業務
感染の状況により、縮小する業務	
	（対面）窓口業務
	新規設計（発注）業務等
	入札予定案件（公告案件）への対応
	巡視・点検・保守業務
	水源や生物試験など法定水質検査以外の水質検査
感染の状況により、一時中止、延期とする業務	
	国内外からの水道施設等の視察、見学、研修等の受入れ
	浄水場、広域浄水池、配水池等での工事（事故等による給水停止を避けるため）
	入札案件にかかる来庁（場）者への対応
	不急の会議
	利き水会 ※
	断水・濁水・漏水等の突発事故以外の不急の工事や外出を伴う業務
新たに発生する業務	
	新型インフルエンザ対策本部の運営
	職員の感染予防策の実施
	事業継続のための措置（要員確保、委託業者・薬品資機材の確保、広報）

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

「冷凍食品製造業」の例：重要製品と重要製品供給のための重要業務が記述されている

(3) 重要製品

新型インフルエンザが流行・まん延した場合においても、当社が優先的に供給を継続もしくは復旧させる製品群（以下「重要製品群」という）は、以下の通りである。

重要製品群	備蓄食料として需要が高まると予測される冷凍食品 とりわけ以下の3重要製品群を中心に供給を継続する。 ・冷凍玉うどん群 ・冷凍ラーメン群 ・冷凍パスタ群
-------	---

(4) 重要業務、縮小・休止業務

(3)の重要製品について優先的に供給を継続もしくは復旧させるために、継続する重要業務、及び限られたリソースを重要業務に集約、または感染の拡大を防止するために、状況に応じて縮小・休止する業務（以下「縮小・休止業務」という）は以下の通りである。

重要業務	当社	<ul style="list-style-type: none"> 各部門の重要業務の取組状況の管理・監督（災害対策本部） 製販調整、幹線物流、受注、配送体制の確保（業務課） 営業方針に基づいた営業活動（営業所）
	HD	<ul style="list-style-type: none"> 事業会社で解決出来ないことの支援等（災害対策本部） 感染予防策（総務部・人事部） 重要製品を中心とした各種資材の調達確保（資材部） 重要製品を中心とした生産計画の策定、工場への指示（生産部） システム稼働の継続（情報企画部） 情報発信の継続（広報部） 支払・資金繰り等の継続（財務経理部）
縮小・休止業務	<ul style="list-style-type: none"> 上記部門のうち、重要業務以外の業務 上記部門以外の部門の業務 	

「食料品スーパー」の例：店舗/売り場の営業体制

2. 欠勤率に応じた営業の縮小体制

新型インフルエンザ等の各発生段階に伴う欠勤率に応じた、各店舗における営業時間、商品展開に関しては、下記を目安に検討するものとする。

(1) 欠勤率に応じた店舗営業の考え方

欠勤率	15%未満	15%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上
【全店ベース】 営業可能店舗数	通常		営業店舗集約の検討	
【個店ベース】 営業時間	通常	営業時間の短縮		

(2) 欠勤率に応じた商品の展開（品揃え・売場構成等）の考え方

欠勤率	15%未満	15%以上 30%未満	30%以上 40%未満	40%以上
食料品 売場	ドライ食品 (備蓄食料品)	通常		縮小
	デューリー食品	通常		縮小
	青果	通常		縮小
その他 売場	鮮魚	通常	店内加工の縮小	店内加工の中止 (PCセンター加工への切換え等)
	精肉	通常	店内加工の縮小	店内加工の中止 (PCセンター加工への切換え等)
	惣菜	通常	店内加工の縮小	店内加工の中止 (PCセンター加工への切換え等)
レジ業務	日用品	通常		縮小
	衣料品・ 住居関連	通常	縮小	
サービス センター	サービスの承り	通常	縮小	中止
	配達	通常		中止(外注)

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

⑤ 新型インフルエンザ等発生時における継続・縮小業務及びその内容

「医薬品製造販売業」の例：全業務が業務分類され、継続の方針、出勤体制等の一覧表になっている(一部抜粋)

●部の強毒性新型インフルエンザの業務継続・縮小計画及び出勤体制

*業務分類で上げた各部署の業務が対象

所属部署 (部・課・掛)	グループ等	優先順位	業務分類	業務名	業務継続・縮小計画			出勤体制		
					対応レベル	LV6	LV7 (最高レベル)	業務継続・縮小・停止 の方針	LV6	LV7 (最高レベル)
					所在地域	地域 流行期	地域 蔓延期		地域 流行期	地域 蔓延期
					通勤圏内	地域 蔓延期	—		地域 蔓延期	—
●部	部長	1	必須業務	営業全般に関する指揮業務	継続	継続	①必須業務のため業務継続 ②欠員が出れば、●グループリーダーが代行	出勤	出勤	
●部	●グループ チームリーダー	1	特定業務	元売りに関する指揮業務	継続	継続	①特定業務のため業務継続 ②欠員が出れば、部長 ●グループ チームリーダーで代行	出勤	出勤	
●部	●グループ	1	特定業務	●の営業(元売り)業務(受発注、デリバリー、販売、サプライヤ・顧客対応、検収)、クレーム・苦情対応	継続	継続	①特定業務のため業務継続 ②継続業務のため、課の●メンバーへの●導入が必要	出勤	出勤	
●部	●グループ	2	必須業務	●の営業(元売り)業務(受発注、デリバリー、販売、サプライヤ・顧客対応、検収)、クレーム・苦情対応	継続	継続	①必須業務のため業務継続 ②継続業務のため、課の●メンバーへの●導入が必要	出勤	出勤	
●部	●グループ	5	一般業務	薬価・商標対応、海外事業立ち上げ	停止	停止	①LV6、LV7は業務停止で、自宅待機あるいは継続業務の応援要員	停止	停止	

「医薬品製造販売業」の例：別表として、同じ業務で人員計画(人数、対策等)の表もある(一部抜粋、人数等は非公表)

●部における要員の洗い出し・確保

*業務分類で上げた各部署の要員(人員)が対象

所属部署 (部・課・掛)	業務分類	業務名	現状要員数	業務可能人数 (重複可)	対応レベル:LV6				対応レベル:LV7				他業務からの 応援可能 要員数	対策 (継続時の応援要員確保、 縮小時の要員・応援体制、 欠員時の対応等)
					所在地域:地域流行期				所在地域:地域蔓延期					
					通勤圏内:地域蔓延期				通勤圏内:—					
					継続の 出勤要員 (人)	縮小時の 出勤要員 (人)	停止要員(人) 応援可能 要員	自宅待機	継続の 出勤要員 (人)	縮小時の 出勤要員 (人)	停止要員(人) 応援可能 要員	自宅待機		
●部	必須業務	営業全般に関する指揮業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続業務のため、部長欠動時は●グループリーダーが代行
●グループ	特定業務	元売りに関する指揮業務	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続業務のため、欠動時は部長、●グループ チームリーダーで代行
●グループ	特定業務	●の営業(元売り)業務(受発注、デリバリー、販売、サプライヤ・顧客対応、検収)、クレーム・苦情対応	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	継続業務のため、課の●メンバーへの●が必要
●グループ	必須業務	●の営業(元売り)業務(受発注、デリバリー、販売、サプライヤ・顧客対応、検収)、クレーム・苦情対応	●	●										1行上と同一要員が対応
●グループ	一般業務	薬価・商標対応、海外事業立ち上げ	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	①●で業務継続可能 ②欠動時は他の●グループメンバーでカバー

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

- 業務遂行のための必要人数等が算出されている。
- 人員確保策(応援体制/要員リスト/自宅勤務/等)が明確である。特に技術や資格が必要な業務の確保策として要員リストは有効と思われる。

※前述の「業務継続チェックシート」や「医薬品卸売販売業の例」も人数や対策等の欄があり、参考例となる。

「精穀・製粉業」の例：業務別必要人数、欠勤者数、人員確保手段等が一覧表になっている

重要度	業務の種類 (工程/人員数)	発生段階 (欠勤率)	稼働率	生産量 /日	必要な措置			
					人	メンバー名	原料/資材	その他(チェーン)
重要業務 優先度：高	原料手配 人員配置数3名	0人～0人 0人～1人 1人～2人	100% 100% 90%		通常 組織内の残業で対応 本社メンバーの応援			指定原料・在庫確認 精米工場の振り分け
	生産 人員配置数26名	0人～6人 5人～10人 10人～12人 12人以上	100% 90% 70% %	200t～250t 200t～250t 150t～200t 100t程度	通常(但し、工程に集中しないこと) 職場内の残業で対応/休暇者の出勤対応 職場内の残業で対応/休暇者の出勤対応 時差勤務不能(1シフト)		平時に同じ 原料の確認 優先出荷先の選定	原料入庫・在庫確認 休暇者への連絡 メンバーの確認 各署との密な情報
	生産 人員配置数32名	0人～4人 4人～10人 10人～15人 15人以上	100% 90% 70% %	200t～250t 200t～250t 150t～200t 100t程度	通常 職場内の残業で対応/休暇者の出勤対応 職場内の残業で対応/休暇者の出勤対応 時差勤務不能(1シフト)			との連携 メンバーの確認 からの応援(張り込み等)
	生産 人員配置数35名	0人～3人 3人～13人 13人～25人	100% 80% 50% %	150t～200t 100t～180t 50t～100t	通常 職場内の残業で対応/休暇者の出勤対応 本社、職務経験者の応援		平時に同じ 原料の確認 優先出荷先の選定	原料入庫・在庫確認 休暇者への連絡 メンバーの確認 各署との密な情報
	生産(委託分) 人員配置数3名	0人～1人 1人～2人 2人～3人	100% 80% 50% %	150t～200t 100t～180t 50t～100t	通常 職場内の残業で対応/にて応援 職員の応援			との連携 メンバーの確認 からの応援(張り込み等)

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

⑥ 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた人員計画

「下水道処理施設維持管理業/下水道管路施設維持管理業」
の例：運転要員(技能者)の確保(要員リスト)

「廃棄物処理業」の例：必要人数(現行人数)や補充先が記載

3 運転管理要員の確保

職員部長は海外発生期に職員再配置のための検討資料(水再生センター運転管理係及びポンプ所の経験職員名簿(再任用・非常勤職員を含む。)以下「**経験者名簿**」という。)を作成する。

各部(所)長は、職員部長が作成した検討資料を基に所管施設の応援要員をリストアップし、その出勤状況に応じて必要な運転管理要員を確保する。

なお、職員部長は運転管理要員の確保に伴い必要な兼務発令等を行う。

○出勤状況に応じた運転要員の確保は次のとおりに行う。

運転管理要員の出勤状況	対応
[レベル1] 各施設(各課・水再生センター内)で運転管理体制の確保が可能な場合	現行の執行体制の中で運転管理要員を確保する。
[レベル2] 各施設(各課・水再生センター内)では要員の確保ができず、所内での応援体制が必要な場合	各下水道事務所長は、職員部長が作成した経験者名簿に基づき、所内各課の職員のうちから運転管理要員を確保する。
[レベル3] 所内で要員の確保ができず、施設管理部門内の応援が必要な場合	施設管理部長は、職員部長が作成した経験者名簿に基づき、施設管理部及び下水道事務所等の職員のうちから運転管理要員を確保する。
[レベル4] 施設管理部及び各下水道事務所等の職員だけでは要員の確保ができず、局内の応援が必要な場合	施設管理部長は、施設管理部及び下水道事務所等の職員だけでは要員の確保ができないと判断した場合は、局対策本部長に応援の要請を行い、局内のすべての部署から運転管理要員を確保する。 局対策本部長は、運転管理要員確保の要請を受けた場合は、直ちに局対策本部会議を開催し、他部門からの派遣について決定する。

業務	優先順位	詳細優先順位・備考	必要人員数(現行)	補充対応先
処分業務	1. 清掃・消毒	①処理設備 ②廃棄物受入作業場 ③廃棄物保管場所	1 (1)	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	2. 廃棄物処理	①特別管理産業廃棄物(感染性) ②①以外医療系産業廃棄物 ③産業廃棄物(腐アテ) ④産業廃棄物(ガラス、陶磁器くず) ⑥産業廃棄物(乾電池)	48 (80)	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	3. 処理設備装入 (クレーン運転資格)	2. と同	1 (1)	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	4. 処理設備までの運搬 (フォークリフト運転資格)		1 (1)	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
	5. 廃棄物受入・保管 6. 検品 7. 組替	作業手順書の順守	2 (2)	自社製鋼部門 自社鋳造部門 協力関連会社
事務業務	1. マニフェスト処理	電子マニフェスト含む	1 (1)	自社製鋼部門
	2. 連絡業務	①医療機関との回収予定連絡 ②代理店、収集運搬業者連絡 ③営業関係	1 (1)	
	3. 入力業務	①マニフェスト入力 ②廃棄物処理関係伝票入力 ③購買関係	1. と兼務	
	4. 外部来訪者対応	①運転手対応 ②来客・営業関係	2. と兼務	

Ⅲ. 新型インフルエンザ等に関するBCP参考例

⑦従業員に対する教育・訓練

具体的な教育・訓練としては以下のものがあげられた。定期的実施することが望まれる。

- 新型インフルエンザの基礎知識/感染対策(個人・職場)の教育:外部講師やeラーニング
- BCP机上/意思決定訓練:在宅勤務/電話会議システム
- 全体訓練:対策本部設置から継続業務遂行までの流れを確認する訓練
- 安否確認訓練:罹患状況/出社可否状況報告
- 職場や店舗での感染者対応訓練:防護服・マスク着用/帮助/搬送の仕方/消毒作業等
- クロストレーニング